

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して  <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて特定外来生物として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



環境省
Ministry of the Environment

【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL:086-223-1561 FAX:086-224-2081

【制作】

エー
環境研究所
有限会社

【協力】

大阪市立大学大学院 理学研究科 准教授
名波 哲



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙/リブ配合率100%再生紙本製用

特定



外来



生物



ブラジル



チドメグサ

中国・四国版

気をつけよう!外来生物
守ろう!生物多様性

特定外来生物 ブラジルチドメグサ

ブラジルチドメグサは、南米原産のセリ科の水草です。
アクアリウムに使う水草として日本に持ち込まれました。近年は野外で大繁殖する例も見られます。

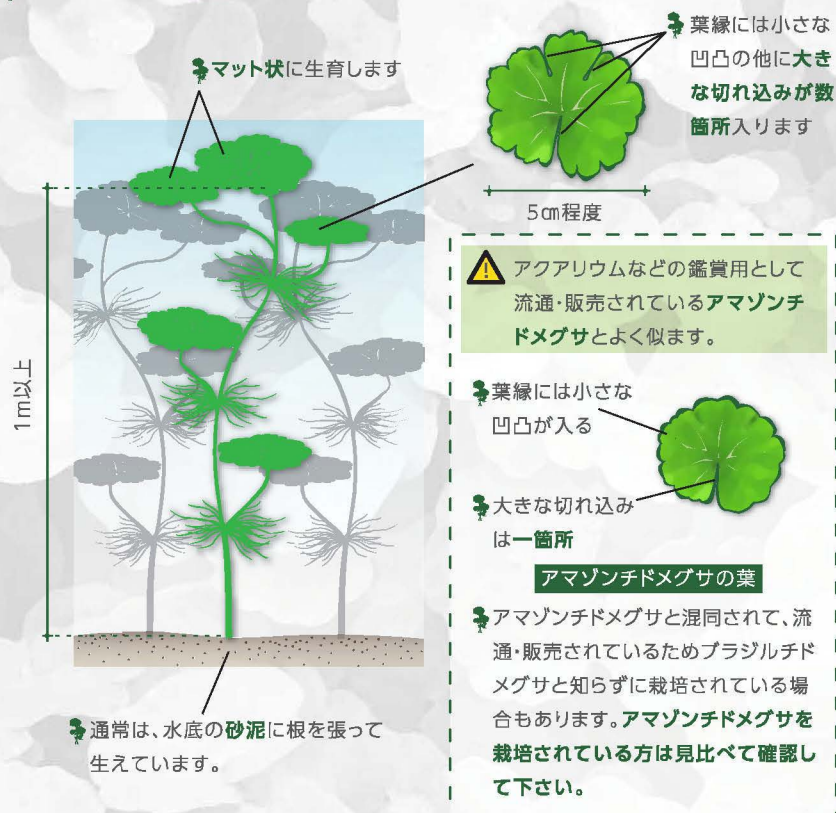
繁殖力が強く、他の水生植物を覆い尽くして衰退させるなど、生態系に影響をもたらすおそれがあります。

そのため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定されています。



ブラジルチドメグサとはこんな植物

光沢のある、5cm程度の切れ込みの入った丸い葉を水面上に多数つけます。



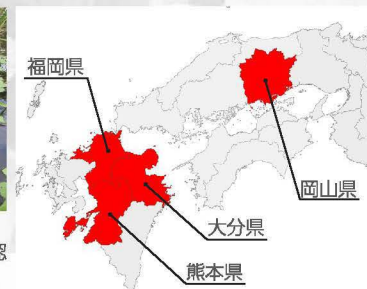
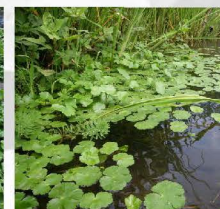
ブラジルチドメグサによる被害

根や茎は切れやすく、切れ端からでも容易に再生します。河川に侵入した場合、下流側に向けてどんどん分布を拡げていきます。

水面に浮遊して密なマット状に群生するので、光などが奪われて他の水草類が駆逐されるほか、水中の溶存酸素が減り、水生生物の生息環境が悪化する可能性もあります。

ブラジルチドメグサは貧栄養の水系でも生育できるので、希少種の生育を脅かす可能性が高いです。

大発生によって河川や水路の管理に支障をきたす場合や、切れて流れ出した茎や葉が河口近くにあるノリ養殖の施設に絡むといった問題が生じた例もあります。そのため、熊本の菊池川では、大規模な駆除作業が行われています。



どうすればいいの？

大繁殖する前にこの水草を見つけ出し、除去することが効果的です。

河川や水路から、ブラジルチドメグサを引き抜いて除去する必要がありますが、極力、切れ端を下流に流さない(ネットやオイルフェンス等で防ぐ)こと、根こそぎ採ることに注意を払う必要があります。

水位の調整が容易にできる場合は、いったん水位を下げ、根を張っている泥ごと除去してしまうことも効果的でしょう。その場合も、再び通水する際に、茎の切れ端などが流れ出てしまわないように注意しましょう。

